

浴場業営業申請者の手引き

新たに公衆浴場営業をはじめる皆さまへ

公衆浴場を営業するためには、公衆浴場法関係法令に基づき「構造設備基準に適合した施設」をつくり、保健所の検査を受けることが必要です。

この手引きは、営業を始めるまでの手続きや構造設備基準について説明しています。

詳しいことは福島市保健所へお問い合わせください。

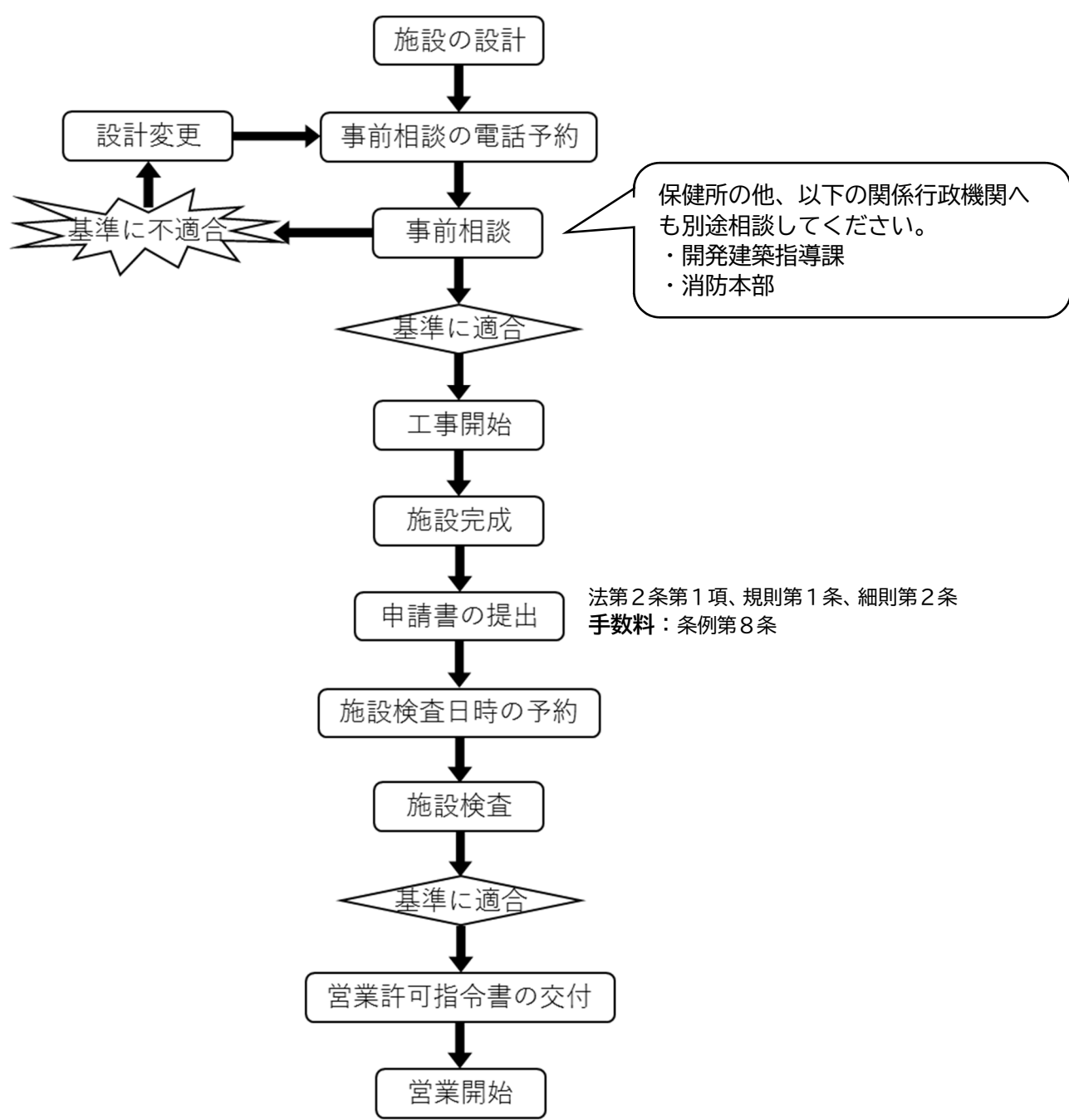
連絡先

福島市保健所
衛生課 生活衛生係

〒960-8002 福島市森合町10番1号
保健福祉センター3階

TEL:024—597—6319
FAX:024—533—3315

第1 営業開始までの手順



(注)法：公衆浴場法、規則：公衆浴場法施行規則、条例：福島市公衆浴場法施行条例、細則：福島市公衆浴場法施行細則、要領：公衆浴場における衛生等管理要領、指針：公衆浴場における水質基準等に関する指針

事前相談(施設の設計)

- 施設の設計が法令基準と合致しているか、保健所職員が確認いたします。
- 施設の基準は、公衆浴場法関係法令で示されているものです。
- **施設の工事着工前**に施設の設計図面等を持参し、相談してください。
- ※ 施設基準に不適合と判断された場合、施設の改修、機械設備の変更をして頂くことがあります。
- ※ 営業に用いる建物は建築基準法・消防法においても別途基準が設けられておりますので、並行して関係各所へもご相談ください。

申請書類の提出

- 書類は営業開始予定日の2週間前までに提出してください。

規則第1条、条例第8条、細則第2条

1	浴場業営業許可申請書	検査手数料 22,000円
2	定款または寄附行為の写し	法人の場合のみ
3	登記事項証明書	法人の場合のみ
4	各階ごとの平面図	縮尺、方位および床面積を明示したもの
5	浴槽の断面図	浴槽の深さ、縁の高さを明示したもの
6	機械設備、給水給湯系統の図面等	浴室付随の機械設備の設置場所・能力、給水給湯の系統がわかるもの
7	見取図	設置の場所を中心とする半径350m以内のもので、縮尺を明示したもの
8	配置図	縮尺、方位、敷地内の境界線、建築物の位置、通路および排水路を明示したもの
9	立面図	縮尺および開口部を明示したもの
10	建築物に関する完了検査済証	建築基準法第7条第5項
11	消防用設備等検査済証	消防法第17条の3の3

施設検査

- 施設が提出された書類と合致し、施設基準に適合しているか確認します。
- 施設検査は、すべての工事、据付、物品の搬入等が終了し、即営業できる状態になってから実施します。
- 営業者は施設検査に立ち会ってください。

営業許可指令書

- ※ 営業許可指令書は再交付できませんので、大切に保管してください。

第2 営業の種類

公衆浴場法

第一条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

1 許可対象の公衆浴場

○ 普通公衆浴場【配置規制あり・統制料金】

その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用される公衆浴場（一の地域に居住する複数の者が共同して経営する公衆浴場であって、専らこれらの者及びその家族によって利用されるものを除く。）をいう。（条例第2条）

例：銭湯、老人福祉センター等の浴場（専らデイ・サービスを行うものを除く）

○ その他の公衆浴場【配置規制なし・自由料金】

普通公衆浴場以外の公衆浴場をいう。（条例第2条）

例：保養・休養を目的（ヘルスセンター、健康ランド）

スポーツ施設に併設（ゴルフ場等の風呂、アスレチックジム等の風呂）

福利厚生施設の一貫（工場などに設けられた浴場）

蒸気、熱気を使用（サウナ）

蒸気、熱気を使用し、個室を設けるもの

その他

- ・ 移動入浴車（浴槽が固定されているもの）
- ・ エステティックサロン（熱気、熱砂、熱線、泥など）
- ・ 酵素風呂、砂風呂等
- ・ 介助浴槽（機械浴槽）（専らデイ・サービスを行うものを除く）
- ・ 健康増進目的（クアハウス）

2 許可対象ではないもの

（1）他法令に基づき設置され、衛生措置の講じられているもの

- ・ 身体を汚染する作業場に設けられた浴場（労働安全衛生規則第625条）
- ・ 事業附属寄宿舍（労働基準法第96条、事業附属寄宿舍規程第27条）
- ・ 旅館業法の適用を受ける施設内に設けられた浴場（宿泊者以外が入浴するものを除く）

（2）専ら、他法令、条例等に基づく制度により運営され、衛生措置の講じられているもの

- ・ デイ・ケア施設（老人保健法に基づく措置にかかる事業（医療行為）のみを行う施設に設けられた浴場）
- ・ 対象者を限定して、専ら、行政が実施する介助サービス事業のみを行う浴場
 - ※老人福祉施設におけるデイ・サービスの用に供する浴場
 - ※身体障がい者福祉センター等におけるデイ・サービスの用に供する浴場

（3）その他

- ・ 遊泳用プール
- ・ 遊泳用プールに付帯する採暖設備（採暖室、採暖槽）
- ・ もらい湯（風呂のない家の者が風呂のある家に行き入浴させてもらうこと）

第3 申請書の記入例

様式第1号(第2条関係)

浴 場 業 営 業 許 可 申 請 書

令和5年 12月15日

福島市保健所長

住 所 福島市五老内町3番1号
申請者 株式会社 福浴場
氏 名 代表取締役 福島福太郎
生年月日
電話番号 024-535-1111

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
(並びに名称及び代表者の氏名)

下記により、浴場業営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

公衆浴場の名称		ふくしまの湯									
公衆浴場の所在地		福島市森合町10番1号 電話番号 024-597-6319									
公衆浴場の種類		普通公衆浴場 その他の公衆浴場 個室付浴場、サウナ風呂、ヘルスセンター、その他(<u>クアハウス</u>)									
公衆浴場の管理者		住 所		福島市三河南町1番20号		電話番号 024-533-3315					
		氏 名		福島福太郎		昭和50年 10月 9日生					
敷 地 面 積		7,400 m ²		建築の延べ面積		3,200 m ²					
建 築 様 式		鉄筋コンクリート造									
構 造 設 備 の											
区 分		男 性 用		女 性 用		区 分		男 性 用		女 性 用	
浴 室	換気の方法	有圧換気扇		有圧換気扇		床 の 構 造	花崗岩		花崗岩		
	湯気抜き窓の面積	10 m ²		10 m ²		側 壁 の 構 造	磁器質タイル		磁器質タイル		
	照明(床面)	200ルクス		200ルクス		湯 栓 の 数	20個		20個		
	面 積 (うち、洗い場面積)	150 m ² (50 m ²)		150 m ² (50 m ²)		水 栓 の 数	20個		20個		
						シャワーの数	20個		20個		
浴 槽	縦 横	3m 5m		3m 5m		循環水の誤飲防止の措置	給湯口の位置		湯面上・湯面下		
	深 底 面 積	0.6m 15m ²		0.6m 15m ²		その他の措置	有 ・ 無		有 ・ 無		
	踏 み 段	有 ・ 無		有 ・ 無		循環ろ過装置	有 ・ 無		有 ・ 無		
	縁 の 高 さ	洗い場の床面から30cm		洗い場の床面から30cm		消 毒 設 備	有 ・ 無		有 ・ 無		
						湯 の 更 新 方 法	毎日更新				

多数の浴室・浴槽、または、特殊な浴室を設ける場合は、6ページの例を参考に別紙を作成してください。

	循環装置の有無	☒ 有・無	☒ 有・無		そのつど更新 ☒ その他(7日毎)	
脱衣場	面積	80 m ²	80 m ²	脱衣棚	50人分	50人分
	床の構造	ビニルシート	ビニルシート	男女別の区分	仕切りの高さ 床面から 2.6m その他()	
	照明(床面)	200ルクス	200ルクス			
便所	便器の数	大便器3個 小便器 個 兼用便器 個	3個	照明(床面)	150ルクス	150ルクス
				防臭防虫設備	☒ 有・無	☒ 有・無
	型式	水洗・ 汲取り	水洗・ 汲取り	流水式手洗い設備	3個	3個
その他	衣類、携帯品及び履物の保管設備	☒ 有・無	☒ 有・無	使用水の種類(温泉の含有物は品質又は薬等を湯用場とする場合には、その物質又は薬の名称、成分、用法、用量及び効能)	浴槽	☒ 水道・温泉・その他()
				洗い場	☒ 水道 井戸水・その他()	
その他の公衆浴場についての特記事項	放熱パイプの状況	身体に触れる構造	身体に触れない構造	安全温度調節装置及び温度計	☒ 有・無	

備考

- この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - 法人にあっては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - 営業の施設を明らかにした各階ごとの平面図(縮尺、方位及び床面積を明示したもの)
 - 見取図(設置の場所を中心とする半径350メートル以内のもので、縮尺を明示したもの)
 - 配置図(縮尺、方位、敷地内の境界線、建築物の位置、通路及び排水路を明示したもの)
 - 立面図(縮尺及び開口部を明示したもの)
- 「浴槽」の欄に記載した浴槽以外の浴槽がある場合は、その浴槽に関する該当項目を記載した書面を別紙として添付すること。

(別紙作成例)

(別紙) 浴場業営業許可申請書の「浴槽」欄に記載した以外の浴槽等設備

名称	構 造 設 備 の 概 要		名称	構 造 設 備 の 概 要		
男性 気泡風呂	男女の別	男性・女性・家族		男女の別	男性・女性・家族	
	浴槽形状	形状	ア 方形 イ 円形 ウ その他 ()	浴槽形状	形状	ア 方形 イ 円形 ウ その他 ()
		縦 (最長)	(2.0) m		縦 (最長)	(2.0) m
		横 (最長)	(1.5) m		横 (最長)	(1.5) m
		深さ	(0.5) m		深さ	(0.5) m
		底面積	(3.0) m ²		底面積	(3.0) m ²
		槽内踏み段	有 (1 段) ・ 無		槽内踏み段	有 (1 段) ・ 無
		縁の高さ	洗い場床面から (30) cm		縁の高さ	洗い場床面から (30) cm
	使用水	水道水 温泉水 その他 ()		使用水	水道水 温泉水 その他 ()	
	浴槽水の循環ろ過	循環系統	有・無	浴槽水の循環ろ過	循環系統	有・無
ろ過装置		有・無	ろ過装置		有・無	
循環戻り口		湯面よりも 上・下	循環戻り口		湯面よりも 上・下	
誤飲防止		掲示・その他 ()	誤飲防止		掲示・その他 ()	
消毒装置	有 (消毒方法: 次亜塩素酸Na) ・ 無		消毒装置	有 (消毒方法: 次亜塩素酸Na) ・ 無		
浴槽の換水清掃	ア 定期的 (頻度: 週2回) イ 客ごとに換水 ウ その他 ()		浴槽の換水清掃	ア 定期的 (頻度: 週2回) イ 客ごとに換水 ウ その他 ()		
備考	・ ジャグジーあり		備考	・ ジャグジーあり		
男性 サウナ	男女の別	男性・女性・家族		男女の別	男性・女性・家族	
	形状	縦	(2.0) m	形状	縦	(2.0) m
		横	(3.0) m		横	(3.0) m
		高さ	(2.2) m		高さ	(2.2) m
	熱源・放熱管	ア 体に触れない構造 イ 体に触れる構造 対策 ()		熱源・放熱管	ア 体に触れない構造 イ 体に触れる構造 対策 ()	
設置設備	時計 温度計 湿度計 その他 ()		設置設備	時計 温度計 湿度計 その他 ()		
備考	・ ミストサウナ		備考	・ ミストサウナ		
男性 岩盤浴	男女の別	男性・女性・家族		男女の別	男性・女性・家族	
	形状	縦	(5.5) m	形状	縦	(5.5) m
		横	(4.0) m		横	(4.0) m
		寝台高さ	(0.6) m		寝台高さ	(0.6) m
	寝台数	6 床		寝台数	6 床	
	加熱方法	温水 電熱 その他 ()		加熱方法	温水 電熱 その他 ()	
設置設備	時計 温度計 湿度計 その他 ()		設置設備	時計 温度計 湿度計 その他 ()		
備考			備考			

第4 構造の基準等

距離制限	新たな普通公衆浴場を設置する場合は、既設の普通公衆浴場と 350 m 以上の距離を保つこと (条例第3条1) (距離：普通公衆浴場の本屋（浴槽、洗い場及び脱衣場の区画）間の水平直線最短距離)		
男女別	浴室（浴槽及び洗い場）及び脱衣場は、男女別に区分し、互いに見透かすことができない構造 (条例第5条1)		
外部からの見透かし	浴室及び脱衣場は、これらの外部から見透かすことができない構造 (条例第5条2)		
換気	浴室には湯気抜きに必要な窓その他の開口部またはこれに代わる設備を設けること (条例第4条1)		
ロッカー	入浴者の衣類、携帯品及び履物を保管できる設備を設けること (条例第4条4-1)		
薬湯、温泉の掲示内容	浴槽水に医薬品、温泉の含有物質等を混入する場合には、入浴者の見やすい場所にその成分、禁忌症及び入浴上の注意を掲示すること (条例第4条4-3)		
浴槽	浴槽内の床面積		男性用女性用それぞれ 1.6 m ² 以上 (条例第4条3-2-ア)
			男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと $\text{毎時最大浴場利用人員} \times 10 / 60 \times 0.7 \text{ m}^2 \times 1.2$ (要領Ⅱ第1-4(9))
	縁の高さ		洗い場の床面から 15 cm 以上（温泉の場合は 5 cm 以上） (条例第4条3-2-イ、要領Ⅱ第1-4(10))
	循環水の誤飲防止措置		循環装置により浴槽水を循環する場合には、循環水の誤飲を防止するための措置を講ずること (条例第4条3-2-カ)
	踏み段		浴槽には、出入りを容易にするため、必要に応じ踏み段を設けること (条例第4条3-2-キ)
	循環ろ過設備 (要領Ⅱ第1-4)	ろ過器	・ 1 時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力 ・ ごみ、汚泥等を排出することができる構造（逆洗浄等） ・ ろ過器の前に集毛器を設けること
		注入口	浴槽における原水又は原湯の注入口は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること
		誤飲等の防止	循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、湯水の誤飲又はエアロゾルの発生を防止すること
		消毒設備	浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること

洗い場	洗い場の床面積	男性用女性用それぞれ 6.6 m ² 以上 (条例第4条3-2-ク)
		男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと 毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1 m ² ×1.5 (要領Ⅱ第1-4(5))
	照度	床面において 50 Lux 以上 (条例第4条2-1)
	床、側壁	洗い場の床、床面から 0.9 m までの側壁は、耐水材料を用いた構造 (条例第4条3-2-ケ)
	湯栓、水栓、シャワー等	清浄な湯又は水を十分供給することができる湯栓、水栓、シャワー等の設備を設けること (条例第4条3-2-コ)
		男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される数(組)以上であることが望ましいこと 毎時最大浴場利用人員×20/60 (要領Ⅱ第1-4(6))
	洗いおけ、腰掛	洗い場には、清潔な洗いおけ及び腰掛を備えること (条例第4条3-2-サ)
脱衣場	脱衣場の床面積	男性用女性用それぞれ 6.6 m ² 以上 (条例第4条3-3-ア)
		男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと 毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1 m ² ×1.5 (要領Ⅱ第1-3(2))
	照度	床面において 50 Lux 以上 (条例第4条2-1)
	床の材料	耐水材料を用いた構造 (条例第4条3-3-イ)
	脱衣かご、脱衣棚等	次により算出される数以上であることが望ましいこと 毎時最大浴場利用人員×50/60 (要領Ⅱ第1-3(4))
	乳児用寝台	必要に応じ乳児用の寝台を備えること (条例第4条3-3-エ)
便所	洗面設備	洗面設備を設けること (要領Ⅱ第1-3(6))
	照度	床面において 30 Lux 以上 (条例第4条2-2)
	入浴者専用便所	入浴者専用の便所を設けること (条例第4条3-4-ア)
	くみ取り式便所	殺虫剤、防臭剤等の散布その他の方法により、常に防虫及び防臭に努めること (条例第4条3-4-イ)
貸与物品	手洗い設備	清浄な水を供給することができる流水式の手洗い設備を設けること (条例第4条3-4-ウ)
	貸与物品	入浴者に貸与するタオル、くし又はヘアブラシは未使用のもの又は消毒したものと し、かみそりは未使用のもののみとすること (条例第4条4-2)

第5 水質基準および検査回数等

公衆浴場営業者は各浴槽の衛生保持のため、以下の検査を定期に実施してください。

原湯、原水、 上り用湯及 び上り用水	原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準及びその検査方法は、次の各号に規定するとおりとする。 (指針第3) ○原湯・原水＝循環設備を介さず直接浴槽へ注入される湯・水 ○上がり用湯・上がり用水＝シャワー・カラン等の水栓から供給される湯・水		
	水質基準	色度※	5 度以下
		濁度※	2 度以下
		水素イオン濃度 (pH) ※	p H 値 5.8～8.6 であること
		有機物等※	以下のいずれかの基準を満たすこと ・全有機炭素 (TOC) の量：3mg/L 以下 ・過マンガン酸カリウム消費量：10 mg/L 以下
		大腸菌	検出されないこと
		レジオネラ属菌	検出されないこと (10 CFU/100 mL 未満)
	検査回数等	1 年に 1 回以上、水質検査を行い、その結果は検査の日から 3 年間保管すること	
浴槽水	浴槽水の水質の基準に係る検査その他の規則で定める措置を行うこと。 (条例第4条3-2-オ) 浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする。 (指針第4) ○浴槽水＝浴槽内の湯水		
	水質基準 (細則第7条1、 指針第4)	濁度※	5 度以下
		有機物等※	以下のいずれかの基準を満たすこと ・全有機炭素 (TOC) の量：8mg/L 以下 ・過マンガン酸カリウム消費量：25 mg/L 以下
		大腸菌	1 個/mL 以下
		レジオネラ属菌	検出されないこと (10 CFU/100 mL 未満)
	検査頻度等	各浴槽共通 (細則第7条2、 指針第4)	1 年に 1 回以上、水質検査を行い、その結果は検査の日から 3 年間保管すること。
		かけ流しではな い場合 (指針第4)	連日使用している浴槽水は、1 年に 2 回以上
			浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1 年に 4 回以上
※ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるためこの基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、灰色セルに示した基準の一部又は全部を適用しないことができる。			

第6 営業開始後に必要な手続きについて

1 承継届

① 事業譲渡の場合

営業者が公衆浴場事業を譲渡し、その営業を譲り受けた者が引き続き営業を行う場合は、遅滞なくその事実を証する書面を添えて、承継届（様式第1号の2）を提出してください。

- | | | | |
|---|------|--|---|
| [| 添付書類 | (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
(2) 届出者が法人の場合は定款又は寄附行為の写し
(3) 届出者が法人の場合は法人登記（履歴事項全部証明書） |] |
|---|------|--|---|

② 相続の場合

営業者が死亡し、相続者が引き続き営業を行う場合は、被相続者の死亡後、遅滞なくその事実を証する書面を添えて、承継届（様式第2号）を提出してください。

- | | | | |
|---|------|---|---|
| [| 添付書類 | (1) 死亡した営業者の出生から死亡までの戸籍謄本（除籍謄本）
または法務局で発行された法定相続人情報一覧図
(2) 相続人が2人以上の場合、その全員の同意書 |] |
|---|------|---|---|

③ 法人の合併の場合

営業を営む法人が合併して、合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、引き続き営業を行う場合は、遅滞なくその事実を証する書面を添えて、承継届（様式第3号）を提出してください。

- | | | | |
|---|------|--|---|
| [| 添付書類 | (1) 引き続き営業を行う法人の定款又は寄附行為の写し
(2) 法人登記（履歴事項全部証明書） |] |
|---|------|--|---|

④ 法人の分割の場合

営業を営む法人が分割され、分割後の法人が引き続き営業を行う場合は、遅滞なくその事実を証する書面を添えて、承継届（様式第4号）を提出してください。

- | | | | |
|---|------|--|---|
| [| 添付書類 | (1) 分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
(2) 法人登記（履歴事項全部証明書） |] |
|---|------|--|---|

2 変更届

浴場業営業許可申請書又は承継届の記載事項に変更があった場合は事実の発生後10日以内に変更届（様式第5号）を提出してください。

例：屋号の変更、法人の名称・代表者・住所の変更、管理者の変更、浴室の一部廃止、構造設備の変更等

※構造設備を大幅に変更する場合は、許可の取り直しを要する場合があるため保健所を含む関係機関へ事前に相談してください。

- | | | | |
|---|------|--|---|
| [| 添付書類 | (1) 公衆浴場の構造設備に係る事項を変更したときは、
<u>変更した部分を朱書き</u> で明らかにした図面
(2) 法人代表や所在地を変更したときは、
変更事項が記載された法人登記（履歴事項全部証明書） |] |
|---|------|--|---|

3 停止・廃止届

営業施設を停止又は廃止した場合は、事実の発生後10日以内に停止（廃止）届（様式第6号）を提出してください。

第7 他法令について

営業内容が公衆浴場法以外の法令にも関与する場合は、各法令に基づいて申請又は届出の手続きを行ってください

- ・食 品 営 業 許 可 申 請 書（食品衛生法）
- ・旅 館 業 営 業 許 可 申 請 書（旅館業法）
- ・温 泉 利 用 許 可 申 請 書（温泉法）
- ・特定建築物使用開始届出（建築物の衛生的環境の確保に関する法律）
- ・遊 泳 用 プ ー ル 設 置 届（福島市遊泳用プール衛生管理要綱）
- ・その他